## 令和3年第12回

# 印西市教育委員会定例会会議録

令和3年12月8日(水)

### 令和3年第12回印西市教育委員会定例会会議録

日時: 令和3年12月8日(水)午後2時

場所:印西市役所4階 41会議室

- 1. 開 会
- 2. 開 議
- 3. 議事日程の報告

(議事日程)

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 教育長報告
- 日程第 4 報告第1号

臨時代理の報告について (印西市教育委員会表彰)

日程第 5 報告第2号

臨時代理の報告について (原小学校校舎増築工事請負契約)

日程第 6 議案第1号

印西市立船穂小学校及び印西市立本埜中学校における小規模特認校制度 の導入について

日程第 7 その他

- 4. 閉 議
- 5. 閉 会

#### 教育長及び出席委員(5名)

		教育	長	大	木		弘
1	番	教育長職務代理者		大	野	忠	寄
2	番	委	員	寺	田	充	良
3	番	委	員	鈴	木	裕	枝
4	番	委	員	栃	尾	知	子

#### 欠席委員(なし)

#### 説明のため出席した職員(5名)

教	育	沿	長	髙	橋		清
	育 部 育総務課	副参!長事務耳	事 效扱)	坂	巻	順	_
学	務	課	長	佐 久	間	庸	夫
指	導	課	長	吉	野	高	明
生	涯 学	習課	長	鈴	木	圭	_

職務のため出席した職員(3名)

教育総務課課長補佐 五 代 敦 子

教育総務課 荒川 由 弥総務係 係長

教育総務課 浅野 嘉人

(14時00分)

(開会の宣告)

教 育 長

それでは、ただいまより令和3年第12回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

(出席者の報告)教 育 長

本定例会の出席職員につきましては、印西市教育委員会会議規則第14 条の規定により、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、生涯 学習課長、教育総務課職員です。

(開議の宣告)教育長(議事日程の報告)教育長

それでは、これより開議いたします。

本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。 ご了承願います。

(会議録署名委員の指名) 教 育 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、2番、寺田 委員を指名します。

(会期の決定) 教 育 長

日程第2 会期の決定を行います。

本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

(教育長報告) 教 育 長

日程第3 教育長報告を行います。

それでは、経過報告から申し上げます。

11月12日金曜日、第3回印教連定例常任委員会が佐倉市であり、出席をしてまいりました。

同日、同会場で第3回印旛地区教育長会議があり、出席をいたしました。

13日土曜日、市民文化祭、ダンスフェスティバルが文化ホールであり、私が都合つかなかったものですので、髙橋部長に出席をしていただきました。

15日月曜日、第1回総合教育会議が市役所で開催されました。委員の皆様にもご出席をいただき、誠にありがとうございました。

同日、千葉県市町村教育委員会連絡協議会、令和3年度第1回教育長·

教育委員研修会が動画配信で行われまして、視聴いただきました。委員 の皆様ありがとうございました。

16日火曜日、県教育次長ICT教育先進校視察ということで、突然という形だったのですが、県教育委員会の伊藤教育次長ほか9名の県の先生方が、原山小学校のICTの状況について視察に参りましたので、同席をさせていただきました。

同日、第3回校長研究協議会が小林中であり、出席をしてまいりました。

17日水曜日、第3回就学指導委員会が市役所で開催され、出席をいたしました。

同日、第4回学校適正配置審議会が市役所であり、出席をいたしました。

18日木曜日、庁舎避難訓練が市役所であり、参加をいたしました。

同日でございますが、地方教育行政功労者表彰、表彰状の伝達式が市 役所であり、私が市長から表彰状を伝達していただきました。ありがと うございました。

同日、学校給食センター運営委員会が中央学校給食センターであり、 出席をしてまいりました。

21日日曜日、印西市功労表彰式典が文化ホールで開催されました。委員の皆様にもご出席をいただいておりますが、例年ですと11月3日の文化の日に行っておりましたが、諸般の都合で21日に日程変更で実施されました。

24日水曜日、第4回就学指導委員会が市役所で開催されました。第4回 で今年度の就学指導委員会は終わりでございます。来年からは、これが 教育支援委員会という名称に変わります。

前回の定例会に議案として出されましたが、少しこの就学指導委員会の状況についてお話をさせていただきます。今年の審議の対象者数、第1回目は現在の小学校・中学校に在籍しているお子さんの就学指導ということで審議をしていただくのですが、2回目、3回目、4回目は就学前児、いわゆる来年小学校1年生に入る子どもたちの審議をしていただきます。

第1回目、在校生については、小学生が16人、中学生が1名、合計17名でございましたが、就学前児については65名おりました。これが令和元年が61人で、ずっと60人台で来ています。今まで就学指導委員会3回でできていたのですが、昨年からもうやり切れない状況になって、1回増やして4回実施しております。

ちなみに、5年前、平成29年の審議対象者数は43人です。それが60人 台ということで、かなり増えているということでございます。

ついでに申し上げますと、平成29年の特別支援学級在籍の小学生160 名でございます。中学生が68名でございました。5年後の令和3年、今年 は何人になっているかというと、小学生が266名、中学生が91名ということで、印西市内の小・中学生の総数も増えておりますが、特別支援学級の子どもたちの人数も、それ以上に、割合としては増えているということでございます。

また、特別支援学級、市内にどのくらいあるかということなのですが、小学校18校に、今年は55学級ございます。中学校は9校で20学級。これは、平成29年では小学校の特別支援学級40学級でした。中学校は18学級ということで、学級数も、子どもが増えていますので、それに合わせて増えているということでございます。

そういう子どもの数が増えている状況があって、学級担任だけでは指導が厳しいということで、印西の場合は、特別支援学級には介助員、通常学級には学習指導員を配置しておりますが、その総数は、本年度は85名配置してございます。

年々増えているということでございますので、その旨、そのようにご 理解していただければありがたいと思います。

続きまして、29日月曜日ですが、令和3年第4回市議会定例会が開会いたしました。会期は12月17日まででございます。

12月に入りまして6日月曜日、第6回市校長会議が印旛中で開催され、出席をいたしました。

8日、水曜日、本日ですが、令和3年第12回教育委員会定例会が開催されております。

行事予定でございます。

12月16日木曜日、順天堂大学箱根駅伝チームが市長表敬訪問ということでいらっしゃいますので、同席をさせていただきます。

17日金曜日、第8回市教頭会議が教育センターであり出席いたします。

22日水曜日、第1回青少年問題協議会が市役所で開催され、出席をいたします。

24日金曜日、令和3年度人事異動関係1次面接が四街道市で開催され、 出席をしてまいります。県教育庁北総教育事務所の所長と各市内小・中 学校の校長が面接を行うということでございます。

1月に入りまして8日土曜日、消防出初め式が松山下公園総合体育館で 開催される予定でございます。

9日日曜日、令和4年印西市成人記念式典が松山下公園総合体育館で挙行されます。委員の皆様にもご臨席を賜れればと思います。

なお、成人記念式典は、今回、来年1月9日が最後ということでございます。ご承知のように、成人の年齢が18歳に引き下げられますので、令和5年以降については、成人記念式典ではなくて、二十歳のお祝いをする会のような形になります。名称はまだ正式に決まっておりませんが、そのような形になる予定でございます。

11日火曜日、第4回印旛地区教育長会議が佐倉市であり、出席をいたします。

13日木曜日、第4回教育振興基本計画策定委員会が市役所であり、出席をいたします。

14日金曜日、印教連教育功労表彰選考会議が印西市であり、出席をいたします。

18日火曜日、第7回市校長会議が高花小であり、出席をいたします。

20日木曜日、関東地区都市教育長協議会第2回理事会・研修会が東京都八王子市で開催される予定で、出席をいたします。21日までの予定でございます。

26日水曜日、社会を明るくする運動作文コンテスト表彰式が市役所で 開催され、出席をする予定でございます。

今年は、県知事賞に滝野中の3年生が入りました。原小の児童が奨励賞ということで、特別賞に入っております。

27日木曜日、全国都市教育長協議会第3回理事会が東京都であり、出席をする予定です。

28日金曜日、令和4年第1回教育委員会定例会が市役所で開催される予定でございます。

以上でございます。

何かご質問ございますでしょうか。

なし

よろしいですか。

それでは、以上で教育長報告を終わります。

ここからの議事進行は、教育委員会会議規則第26条の2の規定により、大野教育長職務代理者にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事の進行を行わせていただきます。

職務代理者 それでは、これより議事の進行を行

日程第4 報告第1号 臨時代理の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

報告第1号 臨時代理の報告について。

印西市教育委員会表彰規程第2条第1項の規定による教育功労者の表彰 を、印西市教育委員会行政組織規則第7条の2第1項の規定により、次の ように臨時代理により処理したので、同条第3項の規定により報告す る。

令和3年12月8日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、説明をさせていただきます。

本件は、教育、文化の振興に関し特に功績の顕著であった個人または

教 育 長

委

員

各

職務代理者(報告第1号)

職務代理者

教育総務課長

団体に対し、表彰をさせていただくものです。

令和3年第10回教育委員会定例会で、本年の印西市教育委員会表彰に ついて議決をいただきましたが、その後、11月に新たに表彰対象となる 方がおりました。表彰式等の期日も近く、審査に時間を要しましたこと から、臨時代理により処理させていただいたものでございます。

本件の被表彰者につきましてご説明をいたします。

2号被表彰者でございます。

表彰の要件でございますが、社会教育、芸術、文化活動のそれぞれの 分野におきまして、その功績が顕著であった方及び団体を対象としてお ります。

被表彰者の氏名及び住所につきましては、表のとおりでございます。 また、表彰理由につきましては、備考欄に記載しておりますので、ご確 認ください。

説明は以上でございます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号を終わります。

(報告第2号) 職務代理者

日程第5 報告第2号 臨時代理の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

報告第2号 臨時代理の報告について。 教育総務課長

> 地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産 の取得又は処分に関する条例第2条の規定による工事の請負契約の締結 について、印西市教育委員会行政組織規則第7条の2第1項の規定によ り、別紙のとおり臨時代理により処理し、議会の議決を求めるよう市長 に申し入れたので報告する。

令和3年12月8日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明をさせていただきます。

原小学校校舎増築工事についてという用紙をご覧ください。

- 1、名称でございますが、原小学校校舎増築工事(2期)。
- 2、場所につきましては、印西市原三丁目5番。
- 3、工期につきましては、契約日の翌日から令和4年8月26日まで。
- 4、生徒数及び学級数の推移及び見込みにつきましては、ア平成30年 度で853人、28学級、イ令和3年度1,064人、35学級、ウ令和8年度、こち らはピークになります。1,355人、47学級となります。
- 5、工事の概要でございますが、増築校舎で、ア構造規模につきまし ては、鉄骨造2階建て、イ延べ床面積1,650.29平方メートル、ウ整備す

職務代理者 各 委 員 職務代理者

る教室等につきましては、普通教室10室、トイレ、渡り廊下等でございます。

落札業者につきましては、古川建設株式会社、住所は千葉県柏市になります。入札額は5億3,900万円でございます。

説明は以上でございます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号を終わります。

(議案第1号) 職務代理者

職務代理者

職務代理者

員

各 委

日程第6 議案第1号 印西市立船穂小学校及び印西市立本埜中学校に おける小規模特認校制度の導入についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学 務 課 長

議案第1号 印西市立船穂小学校及び印西市立本埜中学校における小 規模特認校制度の導入について。

印西市立船穂小学校及び印西市立本埜中学校における小規模特認校制度の導入について、別紙のとおり決定する。

令和3年12月8日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、説明いたします。

別紙資料をご覧ください。

まず、小規模特認校制度の導入の検討の経緯についてですが、令和3年9月30日に市議会におきまして、賛成多数で教育環境改善に関する請願書が採択されたことを受けまして、教育委員会ではこれを尊重し、第2次印西市学校適正規模・適正配置基本方針策定と併せて、学校適正配置の手法の一つとして、請願書の要望の1つでもありますが、小規模特認校制度の導入について速やかに検討を行うことといたしました。

また、令和3年10月21日に第3回印西市学校適正配置審議会を開催し、教育環境改善に関する請願書についての説明を行い、11月17日、第4回審議会を開催し、船穂小学校、本埜中学校における小規模特認校制度の導入についての審議を行った結果、令和5年4月1日から船穂小学校及び本埜中学校における小規模特認校制度を導入する方向で意見がまとまりました。

なお、審議会における主な意見につきましては、小学校における小規 模特認校制度の導入についてはメリットがあると考えられますが、中学 校についてはデメリットが大きいため、保護者や地域の方の意見を聞い たほうがよいなどの意見がありました。

次に、印西市における小規模特認校制度について。

対象校については、要望書、請願書に係る議会審議の内容を考慮し

て、小規模特認校導入の対象校は、船穂小学校、本埜中学校の2校とします。

参考として、船穂小学校と本埜中学校の児童・生徒数及び学級数の状況につきましては、1ページ下から2ページにかけまして、表のとおりとなります。

次に、2ページの下、小規模特認校制度導入の目的についてですが、 小規模特認校制度の導入に当たりましては、小規模校の課題は解消できないものの、小規模校のメリットを最大限生かすとともに、デメリット の最小限化に努めるものとし、新たな児童及び生徒の社会的増加が見込めない船穂小学校及び本埜中学校において、一定の条件の下、通学区域外からの児童及び生徒の入学または転学を認め、豊かな人間性を培うとともに、児童数及び生徒数の安定化を目指すことを目的といたします。

次に、3ページ、小規模特認校制度の実施の時期についてですが、令和5年4月1日から実施するものとします。

なお、制度は令和5年4月1日開始ですが、令和4年度は制度導入開始までの移行期間として、対象校への学区外就学の相談を受け付け、学区外就学を柔軟に認め、準備が整った段階で随時入学または転学ができるように対応を図ってまいりたいと考えています。

次に、小規模特認校への就学条件について幾つかございます。

まず、印西市内に住所を有している児童または生徒を就学させている者、または就学を予定する者とする。2つ目には、保護者の責任と負担において、公共交通機関や保護者の送迎などにより安全に通学できること。3つ目、入学または転学する児童または生徒の心身の状況が、遠距離通学に耐えうるものであること。4つ目、原則、卒業までの通学が可能であること。5つ目、保護者は、対象校の経営方針や教育活動について理解及び協力できることとしております。

次に、学級数の規模及び受入れの定員については、小規模校の良さを 生かすため、船穂小学校及び本埜中学校ともに1学年1学級とし、20名程 度を定員とします。

次に、対象校の船穂小学校の卒業後の進路についてですが、印西市立 小学校及び中学校の通学区域に関する規則第2条の規定により、居住地 の指定校に通学するものとしますが、希望する場合は、規則の第3条の 規定により、船穂中学校に就学することができるものとします。

次に、小規模特認校に係るスクールバスの運行については、検討はしませんが、全市的なスクールバスの運行については、今後検討が必要であると考えております。

続いて、4ページになります。

小規模特認校制度の導入に向けたスケジュール (案) については、表のとおりになっております。

本日、令和3年12月8日水曜日、こちらが実施概要及び導入スケジュー

ルの説明。本日の教育委員会議になっています。

今後の日程になりますが、令和4年1月には適正配置審議会の開催をいたします。令和4年の2月中旬頃、小規模特認校制度について、保護者、そして地域住民への説明会の実施を予定しております。この説明会で、保護者に小規模特認校制度の導入の賛同が得られなければ、実施は難しいということなります。ただ、賛同が得られましたら、小規模特認校制度導入について、実務的な準備を開始してまいりたいと考えております。

以降、小規模特認校制度実施予定の周知、そして移行期間中の学区外 就学への対応を始めてまいりたいと考えております。

説明会が開催できましたら、3月上旬に、学校適正配置審議会、市議会に報告をいたします。令和4年度4月には、実施要綱(案)の検討・作成を始めてまいりたいと考えております。6月中旬には、実施要綱を教育委員会会議でお諮りしたいと考えております。7月中旬から小規模特認校への就学の案内の周知をしてまいりたいと考えております。

以下、小規模特認校制度の希望者の説明会、申請の受付を令和4年11 月から順次行ってまいりたいと思います。そして、令和5年4月1日から 小規模特認校の転入学開始となります。

説明は以上でございますが、本日の定例会で、教育委員会として小規模特認校制度の導入の方向性を決定するということになりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

鈴木委員。

まず1ページ目の(2)番のところにあります「審議会における主な意見については」というところで、「小学校における小規模特認校制度の導入については、メリットがある」というところと、あと、「中学校における小規模特認校制度の導入については、デメリットが大きいため」とありますが、それぞれのメリットとデメリットを教えていただけたらと思います。

学務課長。

こちらに掲載してある内容につきましては、第4回の適正配置審議会 で審議をしていただいた中でのご意見ということで、お答えしたいと考 えております。

小規模特認校制度について、小学校においては、少人数であるということで、それは中学校も変わらないのですけれども、やはり集団の中で適応が難しいお子さんについては、学習、生活について、落ち着いて学習ができるという環境で学校生活を送ることができるということ、また、1年生から6年生の長い期間の中で、そういった安定した学校生活を送ることができることが、まず大きなメリットで、少人数ということで、きめ細かな学習、指導体制をとりながら、授業も受けられます。

職務代理者

鈴木委員

職務代理者学務課長

また、中学校におきましては、デメリットについて、主にまず部活動のことが挙げられました。やはり部活動の数が限られているということです。学級数が少ないので、教員数も併せて少ないということですので、なかなか顧問につけないという体制の問題も挙げられていました。

もう一つは、進学の問題が挙げられていました。中学校においては、 進学を考えたときに、ある程度多くの生徒がいる中であったほうがいい のではないかという流れがあるのではないかというご意見がありまし た。やはり極端に少ないというよりは、生徒数が多い中で進学というも のを考えていくという、そういった流れはあるのではないかというよう なご意見がございました。

主な意見としては以上でございます。

教育長。

中学校のデメリットの一番大きいところは、学級数が少ないために教員が少ない事です。10教科を教えるのに10人教員いませんので、1人で何教科か教えなければならないのです。複数の免許状がない先生方ばかりなので、大体私でしたら理科しか持っておりませんので、理科しか授業できません。そういった状況が非常に大きなデメリットになります。

それをどうするかというと、実際には、今、市内の学校でも教員が配置されていないところもあるのですが、県に臨時免許状を申請すると、私でも、例えば数学とか社会科とか、免許状を出してくれるのです。だから、それで免許状はクリアできるので指導するのですが、私自身社会科を指導したことがありませんので、非常に苦労するし、生徒たちにも分かりやすい授業ができるかどうかは自信がありません。というような状況があるので、それが一番大きなデメリットです。

生徒たちにとっては、部活が選べないというところが大きなデメリットだと思うのですが、学校は教科の学習をするところですので、一番大きなデメリットは、教員の数が足りないということです。

以上です。

鈴木委員。

今の教育長のお話を伺いまして、非常によく理解できました。

教員の数が少ないということで、進学の問題というのが一番大きな問題になるかと思うのですが、やはり学び方というのが従来と大分変わってきているということも言えます。全てが学習面においてデメリットかと言ってしまうと、小学校においては、先ほどお話のあったように、人数が少ないことによって、きめ細かい学習、またケアができるという部分も、中学校においても同様のことが言えるのではないかなという気がしています。

全てがデメリットではないということは、もちろん皆さんもご存じかとは思いますけれども、学習の面に関しましては、今、いろいろなアプリがあったりですとか、あとは、進学に関しては、個人的に塾に通うで

職務代理者教 育 長

職務代理者鈴木委員

すとか、そういったいろいろな学び方という違いもありますので、それを全てデメリットと捉えてしまうのは、いかがなものかなという気がいたします。

ただ、教員の数が少ないというのは、すごく一番のネックというか、 問題だということは、よく理解できました。

私の感想も含めて、今、述べさせていただきました。ありがとうございます。

職務代理者

ほかに質疑はありませんか。

栃尾委員。

栃 尾 委 員

3ページの(7)小規模特認校に係るスクールバスの運行についてですけれども、全市的なスクールバスの運行については、今後検討が必要であると考えるとありますけれども、イメージがあまりつきづらいので、もう少し詳しく教えていただけるとありがたいです。

職務代理者学務課長

学務課長。

こちらスクールバスの運行については、請願書の中にある要望の1つでありますけれども、大規模校を解消するためのスクールバスを運行したらどうかということで、要望がございます。

それで、今回、小規模特認校については、大規模解消に係るスクールバス運行について検討してまいりたいということと、あと、今、八街の事故を受けまして、子どもたちの通学の安全という視点を含めまして、全市的にスクールバスをどのように運行していったらいいかということを、今後検討するということで、今回の、小規模特認校とは分けて、別に検討してまいりたいと考えております。

職務代理者

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

私から1点よろしいですか。

3ページの(5)学級数の規模及び受入れ定員となっておりますが、その中で、各小・中ともに1学年1学級、20名程度を定員とするということをうたわれておりますけれども、定員に大幅に満たない場合の検討などは、どのように考えられていますか。

学務課長。

学務課長

定員20名ということですが、これも審議会の中で検討していただいていました。基本的には、今、1クラス35人学級ということを考えますと、35人1学級で、1人増えて36人になると、そうすると2学級になってしまうということです。それを考えると、2学級になったときの半分ということで、1学級の最少人数は18名ということになります。そこから、小規模特認校として、一番少人数としてのメリットを生かせるのは、20名程度という定員にしております。

定員に満たない場合ということですけれども、やはりできるだけ20名という定員を示すことで、その中での活路というか、それを考えていくということが一番大切だと思います。

現状として、そこを超えた場合もあると思うのですけれども、その場合については、おおむね20名程度ということで示してございますので、 そのように設定してまいりたいと考えております。

職務代理者

はい、分かりました。よろしくお願いします。

では、質疑はよろしいですか。

栃尾委員。

栃 尾 委 員

まだ採決はしていないのですけれども、とてもよかったと思っています。なぜかというと、大規模校に通う子どもたちの中には、やはり感受性が強くて、それが別に弱さというわけじゃないのですけれども、大規模校がどうしてもなじめないというお子さんもいらっしゃいますし、そういったお子さんたちの、保護者の方のお話を聞くと、フリースクールだったり適応指導教室だったりとか探されていますけれども、やはり学校に行ってもらいたいという気持ちで、探していらっしゃる保護者もたくさんいらっしゃると聞いていますので、そういった方々の受皿になるというか、希望になるというところでは、すごく小規模特認校の導入については、私はとても希望だなと捉えているので、やると決めたときには、潰さないような、終わりがないような形で、始める私たちの責任というのがあると思うので、長く存続できるように、一緒に努力していきたいと思っています。

以上です。

ご意見としてでよろしいですか。

はい、意見です。

ほかに質疑はありませんか。

なし

これで質疑を終わります。

議案第1号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 異議なし

職務代理者 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

(その他)職務代理者

職務代理者

栃 尾 委 員

職務代理者

各 委 員

職務代理者

日程第7 その他について何かありますか。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、SNSの活用調査についてご説明をさせていただきます。

本件は、令和3年第3回定例会で、市の公式ツイッターを利用しまして 教育委員会の活動等を発信することについて検討した結果のご報告でご ざいます。

添付しておりますA3の表をご覧ください。

こちらの表は、各課に調査協力を依頼し、事業やイベントなどのお知

らせや募集、活動結果の報告など、ツイッターで情報発信可能なものを、新型コロナウイルス感染症の影響がない通常活動時期を参考に、おおむねの発信時期を報告いただき、取りまとめたものでございます。

左側に担当課及び事業等の名称を記載し、月別に、また上・中・下旬 と分けて発信数をまとめております。

4月の欄をご覧ください。

4月を例にご説明いたしますと、上旬に6件、中旬に3件、下旬に1件 と、計10件の発信が見込めるということになります。

この結果を踏まえ、事務局で検討した結果、年間を通しある程度の定期的な発信件数が見込めることから、令和4年4月より発信を開始できるよう準備を進めていきたいと考えております。

また、発信開始後は、定期的に発信件数、内容、閲覧者の反応、その 効果を検証しながら活用していきたいと考えてございます。

説明は以上です。

| 成切な以上し

この点につきまして、何か質疑はありますか。

鈴木委員。

鈴木委員

職務代理者

質問ではなく感想なんですが、すばらしいこの資料の取りまとめをしてくださいましたということ、まずお礼と、それから、令和4年からスタートを開始するということで、おおむね決まったということで、本当にありがとうございます。

私たちも、ここで皆さんにただこういうことをやったらどうですかということを投げかけて、それきりではなく、こういう形にしてくださったということが本当にありがたいし、これがやっぱり生きた教育委員会の活動かと思いましたので、本当にありがとうございます。

職務代理者

ほかに質疑。

栃尾委員。

栃尾委員

鈴木委員がおっしゃっていただいたとおり、これだけのことをしていただいて、皆さんお忙しかったかと思うのですけれども、まとめてくださって本当にありがとうございます。

教育委員会自体が、市民のことを愛して、市民から愛される教育委員会を目指していただきたいと常日頃思っているのですけれども、その一つとして、やはりこの教育委員会の活動というのを市民の皆様に知っていただくということは、すごく大切なことだと思います。知っていただいて、私ですら委員になる前、皆さんの仕事ぶりのことを知らずに誤解して、教育委員会はブラックボックスだという立場で皆さんと、皆さんの仕事ぶりを間近で見ているからこそ、皆さんの頑張りも理解できますし、教育委員会に対しても、愛着もすごく湧いているところであるのですけれども、そういったところで、市民の皆さんにもそういう皆さんが頑張っている姿、何をやっているかというところを知っていただきたい

と思っているので、第一歩は令和4年ということなのですけれども、と ても期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

職務代理者

それでは、ほかにその他、何かありますか。

生涯学習課長。

生涯学習課長

別紙資料、令和3年度文化財防災訓練の実施要項をご覧ください。

1月26日は、毎年全国において文化財防災訓練をやっております。印 西市においても、文化財の防災訓練を実施しております。

今年度につきましては、令和4年1月30日に結縁寺の、国重要文化財「銅造不動明王立像」があるのですが、そちらを会場に、火災発見者による通報訓練など、初期消火訓練を実施する文化財防災訓練を実施する予定でございます。

報告は以上でございます。

職務代理者各委員職務代理者

この件につきまして、何か質疑はありませんか。

なし

よろしいですか。

ほかにその他、よろしいでしょうか。

それでは、これで日程第7 その他を終わります。

それでは、私の議事進行役はこれで終了し、進行を教育長にお戻しします。よろしくお願いします。

教 育 長

ありがとうございました。

それでは、事務局から次回の教育委員会議について連絡がございま す。

教育総務課長、お願いします。

教育総務課長

令和4年第1回印西市教育委員会定例会は、1月28日金曜日の午後2時から、こちら41会議室で行う予定でございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長 (閉議の宣告) ありがとうございます。

教 育 長

それでは、以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

(閉会の宣告) 教 育 長

以上をもちまして、令和3年第12回印西市教育委員会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(14時49分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないこと を証するためここに署名する。

## 令和3年12月8日

教 育 長 大 木 弘